

条 例 議 案 の 概 要

—令和 7 年 9 月定例会—
(追加議案)

目 次

議案第 102 号 盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について・・・	1
--	---

議案第 102 号

盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

認定こども園の認定の要件のうち教育及び保育の内容に係る要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

令和 7 年 4 月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）」において、従来の児童養護施設等に加え、保育所等についても児童への虐待防止に関する規定が追加され、10 月 1 日の施行に向け、関係する内閣府令等の整備・改正が行われ、9 月 10 日に公布された。

保育所等における施設職員による虐待の禁止等については、既に国の基準及び市の関連条例に規定されており、すべて児童福祉法の規定が引用されているが、今般の改正法により、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）」及び「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）」においても関連する条文の整備が行われ、幼稚園型認定こども園については、学校教育法において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に職員等の虐待の禁止等に関する規定が設けられたことから、これに基づき本条例の改正を行うもの。

3 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成31年3月27日条例第15号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例 第1条から第6条まで 略 (教育及び保育の内容) 第7条 認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づかなければならない。 2 認定こども園の職員は、当該認定こども園に入園している子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第8条から第12条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） この条例は、令和7年10月1日から施行する。	○盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成31年3月27日条例第15号 改正 略 盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例 第1条から第6条まで 略 (教育及び保育の内容) 第7条 認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づかなければならない。 2 認定こども園の職員は、当該認定こども園に入園している子どもに対し、児童福祉法第33条の10 各号 に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第8条から第12条まで 略 附 則 略